



# いざというときのために



- 交通事故や犯罪にあったとき…☎110(警察)に電話する。
- 火事るとき、急病・ケガで救急車を呼ぶとき…☎119(消防)に電話する。

- ① 何があったか(事件・事故・火事・救急)
- ② 現在の場所は(目印となる学校・病院・銀行などを伝える)
- ③ 具体的な状態は(〇〇が意識不明、〇〇が燃えているなど)
- ④ 自分の名前と電話番号

- 市では、火事や災害が発生した場合や、発生しそうな場合に、防災行政無線により各地区へお知らせします。

## 【災害時の日本語】

地震(jishin)	地面が揺れる
震度(shindo)	地震の揺れの大きさで、数字で示す
台風(taifu)	夏から秋にかけて、強い雨と風が吹く熱帯低気圧
暴風雨(bofuu)	強い雨と風
がけ崩れ(gakekuzure)	傾斜地の土砂が地震や雨で崩れ落ちる
警報(keiho)	「とても危ない」というお知らせ(大雨警報など)
注意報(chuiho)	「危ない」というお知らせ(大雨注意報など)
洪水(kozui)	雨がたくさん降り、川などがあふれること
危険箇所(kikenkasho)	「危ない」場所
立ち入り禁止(tachiirikinshi)	入ってはいけないという案内

- 病院に行くときに必要なもの

- ・健康保険証(各種受給者証・医療費助成受給券をお持ちの方は一緒に持参)
- ・診療代金

- 夜間や休日に急に具合が悪くなったら

- ① 行方消防署で夜間診療所・休日診療所などを紹介します。☎0291-35-0119
- ② 緊急医療情報コントロールセンターで病院を紹介します。☎029-241-4199
- ③ お子さんが急に具合が悪くなったときは、小児救急の電話相談があります。

### ■「茨城子ども救急電話相談」

相談時間: 毎日/午後6時30分~午後11時30分、

日・祝・年末年始/午前9時~午後5時

☎029-254-9900

# ? なに こま 何か困ったことがあったら…

- (公財)茨城県国際交流協会が、外国人のための相談窓口「外国人相談センター」を設けています。☎029-244-3811

相談内容	法律・労働・在留資格・婚姻・教育・ その他生活全般についての相談を受けます。			
日時	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時(無料)			
月曜日 (Mon)	火曜日 (Tues)	水曜日 (Wed)	木曜日 (Thu)	金曜日 (Fri)
英語	英語 スペイン語 韓国語	英語 タイ語 中国語	英語 タガログ語 ポルトガル語	英語 タイ語 (午前8時30分～午後5時)
ポルトガル語 (午前8時30分～午前12時)				インドネシア語 (午後1時30分～午後5時)
中国語 (午後1時30分～午後5時)				

- 日本語を勉強したい  
「なめがた日本語クラブ」では、外国人のための日本語教室を開講しています。

☎0291-35-2186(小沢)

日時	毎週金曜日 午後7時から
場所	行方市北浦公民館
費用	500円(毎月)



# 行方市役所での手続き

●麻生庁舎、北浦庁舎、玉造庁舎の総合窓口にお問い合わせください。

シーン別	各種届出	必要書類
結婚したら	婚姻届 (konintodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●婚姻届出書</li> <li>●婚姻要件真実証明書(大使館・領事館で発行)</li> <li>●出生証明書 ●独身証明書</li> <li>●国籍証明書(パスポート) ※証明書ごとに日本語訳文を添付</li> <li>●在留カード ●印鑑</li> </ul>
妊娠したら	妊娠届 (ninshintodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆母子健康手帳</li> <li>◆妊婦・乳児健康診査受診票を受け取ってください。</li> </ul>
赤ちゃんが産まれたら	出生届 (shusshotodoke) マル福 (marufuku) 児童手当 (jidoteate)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出生証明書 ●母子健康手帳</li> <li>●各種健康保険証</li> <li>●世帯主等の口座番号がわかるもの</li> <li>●在留カードなどの顔写真付きの身分証明書</li> <li>●所得証明書 ●印鑑</li> </ul>
本人・家族が死亡したら	死亡届 (shibotodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●死亡診断書</li> <li>●国民健康保険証及び国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●世帯主等の口座番号がわかるもの</li> <li>●在留カードなどの顔写真付きの身分証明書</li> <li>●印鑑</li> </ul>
離婚したら	離婚届 (rikontodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●離婚届 ●国籍証明書(パスポート)</li> <li>●婚姻受理証明書等(結婚していることがわかる証明書)</li> <li>※証明書ごとの日本語訳文を添付</li> </ul> <p>離婚の種別によって異なります。お問い合わせ下さい。</p>
引っ越してきたとき/ 入国してきたとき	転入届 (tennyutodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在留カード ●パスポート</li> <li>●転出証明書(前住所の市区町村で発行)</li> <li>●印鑑</li> </ul>
その他届出/加入者	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険 (kokuminkenkohoken)</li> <li>国民年金 (kokuminenkin)</li> <li>水道 (suido)</li> <li>下水道 (gesuido)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民年金手帳(加入者のみ)</li> </ul>

市内で住所を変えたとき	転居届 (tenkyotodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在留カード</li> <li>●国民健康保険証及び国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●印鑑</li> </ul>
市外に引っ越すとき	転出届 (tenshutsutodoke)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在留カード</li> <li>●国民健康保険証及び国民年金手帳(加入者のみ)</li> <li>●印鑑</li> </ul>

※各種届出書(婚姻・離婚・出生・死亡)については、まずは自国の大使館・領事館へお問い合わせください。  
※外国で証明された書類には、必ず、翻訳者の住所・氏名を記載した日本語訳文を添付してください。

## ●印鑑は大事です

日本では、役所への申請書類や大事な郵便の受け取りなどに、サインと同じような意味で印鑑を使用します。このような用途には小型の「認め印(mitomein)」を使用します。家や土地、自動車を買うときなど重要な契約をするときは、「実印(jitsuin)」や「印鑑証明書(inkanshohomeisho)」が必要になります。一般的に「実印」は偽造しにくい比較的大きな印鑑を用い、役所などの公的機関に「印鑑登録(inkantoroku)」して「実印」として使用します。

登録を希望される方は、お近くの総合窓口へ登録する印鑑と在留カードを持参の上、相談ください。

## ●保険に入らなければなりません 国保年金課(玉造庁舎)/税務課(麻生庁舎)

日本では、国民全員が何らかの保険に入らなければならない「国民皆保険制度」を採用しています。勤め先で加入している場合や扶養家族になっている場合などを除き、市内にお住まいの方は、「行方市国民健康保険」に加入し、保険料を納めなければなりません。

加入していない場合は、病院での診療代金全額が個人負担になります。  
詳しくは、担当課へお問い合わせください。  
●加入や制度は国保年金課(kokuhonenkinka)  
●国民健康保険の税額は税務課(zeimuka)

## ●40歳になったら介護保険に入らなければなりません 介護福祉課(玉造庁舎)

日本では、40歳以上の人は、必ず介護保険に加入しなければなりません。介護保険は介護が必要になったときに介護サービスが受けられる制度です。  
加入している医療保険や所得額によって、保険料を納める方法と金額が異なります。  
詳しくは、介護福祉課(kaigofukushika)へお問い合わせください。

## ●年金に入らなければなりません 国保年金課(玉造庁舎)

日本に居住する20歳～59歳までの人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めなければなりません。老後や障害・死亡したときに、一定のお金がもらえます。  
詳しくは、国保年金課(kokuhonenkinka)へお問い合わせください。

## ●前年に稼いだ収入は申告しなければなりません 税務課(麻生庁舎)

日本では、前年の1月から12月までの収入の申告をしなければなりません。申告された収入をもとに、住民税や国民健康保険、国民年金等の金額を計算します。軽減などの措置も受けられますので収入がなくても、申告は必ずしてください。行方市では、毎年1月ごろに申告の案内をお送りしています。

詳しくは、税務課(zeimuka)までお問い合わせください。

## ●軽自動車、原動機付自転車などを所有する場合

毎年4月1日に、軽自動車等を所有している人に軽自動車税がかかります。  
詳しくは、税務課(zeimuka)までお問い合わせください。

## ●税金は必ず納めなければなりません 収納対策課(麻生庁舎)

日本では、税金を納めることが国の義務になっています。住民税、国民健康保険税、軽自動車税、固定資産税など、税務課からその年の税金のお知らせと納付書が届きますので、必ず期限内に納付してください。  
詳しくは、収納対策課(shunotaisakuka)までお問い合わせください。

## ●水道・下水道を使用するには手続きが必要です 水道課(行方市泉配水場)/下水道課(玉造庁舎)

水道と下水道を利用するには総合窓口で手続きが必要です。  
詳しくは、担当課にお問い合わせください。  
水道課(suidoka) ☎0299-55-1108  
下水道課(gesuidoka) ☎0299-55-0111

## ●ごみは決められた日に出しましょう 環境課(北浦庁舎)

ごみを集める日は決まっています。ごみの種類によって、集める日や分別の方法なども異なりますので、「ごみ分別カレンダー」を参考にしてください。  
詳しくは、環境課(kankyoka)までお問い合わせください。



# 日本の子育てと学校について

外国人の皆さんも、希望すれば日本人と同じように子育て支援や教育を受けることができます。

## ●赤ちゃんができたら 健康増進課(北浦保健センター) ☎0291-34-6200

お腹に赤ちゃんができることを妊娠といいます。病院で妊娠していると言われたら、「妊娠届」を市役所に提出し、「母子健康手帳」を受け取りましょう。この手帳には、妊娠中のお母さんの健康や子どもが小学校へ入学するまでの成長を記録します。

また、妊婦・乳児健康診査受診票を交付します。安心・安全な出産を迎えるために定期的に受けましょう。保健センターにおいてもマタニティスクールを行っています。

子育てのことで心配なことなどありましたら、健康増進課(kenkozoshinka)までお問い合わせください。

## ●生まれてから小学校に入るまで

年齢	家庭	保育園	幼稚園	予防接種	健康診断
0歳	↓	↓		● Hib (2か月～5歳未満) ● 肺炎球菌 (2か月～5歳未満) ● BCG (3か月～6か月未満) ● 四種混合 (3か月～7歳6か月未満) ● MR (1期: 1～2歳未満)	● 1歳6か月健康診査 ● 2歳児歯科健康診査 ◆ その他健康相談
3歳	↓	↓	↓	● 日本脳炎 I 期 (3歳～7歳6か月未満)	● 3歳児健康診査 ◆ その他健康相談
6歳	↓	↓	↓	● MR (2期: 小学校就学前の1年間)	◆ その他健康相談

※ 予防接種等は、健康増進課からお知らせが届きます。

## ●保育園 子育て課(こども福祉課(玉造庁舎)) \* 2014年4月1日より

- ・0歳～小学校入学までの子どもを預かります。
- ・両親が働いていたり病気などの理由により、子どもを保育できない場合に利用できます。
- ・平日は、午前7時から午後6時まで預かります。休日や延長保育などは保育園によって異なります。
- ・入所児童の年齢や父母等の所得金額によって保育料が異なります。
- ・詳しくは、市役所のこども福祉課(kodomofukushika)にお問い合わせください。

## ●幼稚園 学校教育課(北浦庁舎)

- ・5歳～小学校入学までの子どもを預かります。
- ・集団生活を通じて、基本的な生活習慣や友達との関わり方などを学びます。
- ・登園時間は午前8時30分から午前9時、降園時間は午後2時30分から午後3時(園により若干異なる)です。
- ・入園料や授業料など一定額の費用がかかります。世帯の所得に応じて額が異なる場合があります(減免)。
- ・お昼は、食事(給食)が出ます。1か月で4,000円程度かかります。
- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。春休み・夏休み・冬休みがあります。
- ・公立のほか私立の幼稚園もあります。
- ・詳しくは、学校教育課(gakkokyoikuka)にお問い合わせください。

## ●日本での教育期間

日本では、満7歳(満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め)から15歳(満15歳に達した日の属する学年の終わり)までの9年間が義務教育期間とされ、保護者は子どもに義務教育を受けさせなければなりません。小・中学校及び特別支援学校で行われ、授業料は無償です。外国人の方も希望すれば、この期間の教育を受けることができ、授業料も無償となります(給食費、学用品費は必要となります)。

	学 校	放 課 後	入学すると関係する団体
年齢	小学校	中学校	放課後児童クラブ
7歳	↓		↓
12歳		↓	
15歳		↓	



## ●小学校・中学校 学校教育課(北浦庁舎)

- ・小学校または中学校に入学する年齢になり就学を希望するときは、保護者は教育委員会に「就学希望申出書」を提出して、市役所から「就学許可書」が送られてくるのを待ちます。その後、指定された手続きをして、入学手続きは完了です。
- ・学校の登校時間は、午前8時(学校により若干異なる)です。下校する時間は曜日や学年で違います。
- ・お昼は、食事(給食)が出ます。1か月で4,000円程度かかります。
- ・土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休みです。春休み・夏休み・冬休みがあります。
- ・1月から12月までを「年」、4月から翌年3月までを「年度」といい、学校では「年度」を1年の単位とします。
- ・家庭の経済状況によって学校へ通うことが難しくなった場合、市でかかる費用を一部負担する制度もあります。
- ・詳しくは、学校教育課(gakkokyoikuka)へお問い合わせください。

## ●放課後児童クラブについて こども福祉課(玉造庁舎) \* 2014年4月1日より

- ・保護者が就労や病気、介護等の理由で、放課後に子どもの養育を十分にできない児童を対象に市内の小中学校等を利用して、家庭にかかわって預かります。
- ・保育時間は、月曜日から金曜日までの下校時間から午後6時30分まで、土曜日は午前8時から午後6時30分まで預かります。
- ・詳しくは、こども福祉課(kodomofukushika)へお問い合わせください。

## ●子育て中のみなさんを応援します 健康増進課(北浦保健センター)/こども福祉課(玉造庁舎)

子育てで何か困ったことがあったら、下記の連絡先へお問い合わせください。

内容	主な事業	お問い合わせ先
子どもの発育や発達	こんには赤ちゃん相談/離乳食教室など	健康増進課(kenkozoshinka)
親子のふれあいづくり	親子教室/ス・トミック講座など	こども福祉課(kodomofukushika)



にほん

## 日本でのモラル～日常生活での注意点～

- 騒音を出さないように注意しましょう  
・夜間、大きな声で騒いだり、大きな音で音楽を聴いてはいけません。
- ごみ出しのルールは守りましょう  
・決められた曜日に、決められた場所に出します。  
・燃えるごみ、燃えないごみ、有害ごみ、資源ごみを分別して出します。  
・行方市指定の有料ごみ袋で出します。  
・エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機は業者に引き取ってもらいます。  
リサイクル料金がかかります。
- 自転車は交通ルールを守って乗りましょう  
・自転車の2人乗りは禁止です。  
・自転車も車と同様、飲酒運転は禁止されています。  
・自転車は原則として車道を走りましょう。
- その他のマナー  
・たばこのポイ捨てはやめましょう。  
・ガムや唾をむやみに道端等に吐いてはいけません。  
・裸で外を歩いてはいけません。  
・お風呂は裸、プールは水着で入ります。  
・お風呂の湯船には体を洗ってから入ります。  
・トイレに置いてあるスリッパはトイレ専用です。  
・家の玄関に入ったら靴を脱ぎましょう。





**1 帆引き船**

約50年間続いた漁法で、昭和50年代前半で一度帆を下ろしました。今では観光用として9月から11月にかけての土・日・祝日に運航しています。

**2 霞ヶ浦ふれあいランド**

霞ヶ浦大橋のたもとにそびえる玉造・虹の塔。遠くからでも見える霞ヶ浦ふれあいランドのシンボルです。この他、親水公園、水の科学館があります。

**3 行方市観光物産館こいこい**

行方市の野菜・加工品の販売をしております。併せて、観光PRも行っております。

**4 高須崎公園**

約4.2haの敷地の中には、芝生公園、木海側広場、多目的広場、体験農場、交流センター、桜山、あじさいの小径などがあり、様々な樹木と四季折々の花々が咲き乱れています。

**5 天王崎公園**

霞ヶ浦にせり出した天王崎公園は、湖岸の美しい風景を一望できるビューポイント。とりわけ、筑波山と霞ヶ浦の夕景は一枚の絵のようです。

**6 あそ湯温泉 白帆の湯・コテラス**

霞ヶ浦をパノラマにゆったりとしたひとときを届けます。

**7 羽黒山公園(麻生城跡)**

羽黒山公園は中世に400年に渡って当地を支配した麻生氏の居城跡です。当時の建物は残っていませんが土塁や堀跡が往時を偲ばせます。

**8 県立白浜少年自然の家**

北浦を見下ろす高台にある、自然の家は、キャンプ、フィールドアスレチック、オリエンテーリングなど、自然とふれあえる宿泊施設です。

**9 北浦温泉 北浦荘**

北浦湖畔、鹿行大橋のたもとに位置し、四季折々の北浦の表情を見ることができません。

# 正しい家庭ごみの出し方

ごみの減量化・リサイクルにご協力ください。

分別し指定の集積所へ(集積所はきれいに使いましょう)

各地区的のストックヤードへ

直接美化センターか戸別収集(有料)

### 燃えるごみ

指定袋で出してください。

- 魚の骨、台所ごみ
- 紙おむつ (汚物は捨てて)
- 使いすてライター
- プラスチック類
- 食品トレイ

毎週  
麻生地区 月・木曜日  
玉造地区 火・金曜日  
北浦地区 水・土曜日

### 燃えないごみ

- 赤・黄色コンテナで。
- 資源ごみの缶、ビン、ペットボトルは入れないでください。
- コンテナに入らないものは、粗大ごみとして、直接美化センターまたは戸別収集をお願いします。

植木鉢、なべ・やかん・コップ、ポット・小型電気製品など

金属製のキャップ・土冠、飲料用以外のビン・缶

毎月第1・3  
麻生地区 木曜日  
玉造地区 金曜日  
北浦地区 水曜日

### 有害ごみ

指定袋で出してください。

- 電池
- 蛍光管
- 体温計
- 鏡

※袋に入りきらない蛍光管は、粗大ごみとして、直接美化センターまたは戸別収集にて。

毎月第1・3  
麻生地区 木曜日  
玉造地区 金曜日  
北浦地区 水曜日

### 資源ごみ

指定袋で出してください。

- 青色コンテナで。
- 缶、ビン、ペットボトル以外は入れないでください。
- 油缶、油ビンは大小問わず燃えないごみに出してください。

ペットボトル、このマークのあるもののみです。PET

アルミ・スチール缶(飲料用)

※ペットボトル、ビン類のキャップは必ず外してください。

※ビールビンなどは、販売店または資源ごみ回収団体へ。

麻生地区 月・木曜日 (第1・3木曜を除く)  
玉造地区 火・金曜日 (第1・3金曜を除く)  
北浦地区 水・土曜日 (第1・3水曜を除く)

### 紙類の資源ごみ

指定場または直接美化センターへ

- 新聞・チラシ・雑誌
- 牛乳パック
- 段ボール

ストックヤードの開所時間  
午前8時～午後5時

麻生地区 毎週  
玉造地区 土・日曜日  
北浦地区

### 粗大ごみ

指定場または直接美化センターへ

- テレビ
- 洗濯機
- 冷蔵庫・冷凍庫
- エアコン
- 自転車
- 大型家具
- 大型電気製品

★集積所は決められた場所へ出しましょう。

★ごみは決められた日の朝8時までに出しましょう。

★集積所のごみは、指定袋と専用コンテナ以外で出された場合、収集しません。

★産業廃棄物、事業系ごみ、家電リサイクル法対象製品5品目、家庭用パソコン、農機具、塗料、劇毒物(農薬など)の空容器など、処理が困難なものは収集できません。

# お問い合わせ一覧

	名称	住所	電話番号	備考
緊急	行方警察署	麻生 1723	0299-72-0110	緊急連絡先：110
	行方消防署	小幡 1101-38	0291-35-0119	緊急連絡先：119
市役所関係	行方市役所(麻生庁舎)	麻生 1561-9	0299-72-0811	総合窓口室/税務課/収納対策課/会計課/総務課/財政課/秘書課/企画政策課
	行方市役所(北浦庁舎)	山田 2564-10	0291-35-2111	総合窓口室/学校教育課/環境課/商工観光課/農林水産課/農業委員会/スポーツ振興課(北浦体育館内)
	行方市役所(玉造庁舎)	玉造甲 404	0299-55-0111	総合窓口課/国保年金課/社会福祉課/こども福祉課(2014.4.1より)/介護福祉課/都市建設課/下水道課/水道課(泉記水場)
	北浦保健センター	山田 3282-10	0291-34-6200	健康増進課 予防接種・健康相談など
	麻生公民館	麻生 1221	0299-72-1573	各種講座実施
	北浦公民館	山田 2175	0291-35-3777	生涯学習課 各種講座実施
	玉造公民館	玉造乙 1179	0299-55-0171	各種講座実施
	図書館	玉造乙 1175	0299-55-1495	
	環境美化センター	麻生 3268-14	0299-72-2413	ごみの搬入
		麻生幼稚園	麻生 1147-1	0299-72-0530
幼稚園	北浦幼稚園	山田 1281	0291-35-2038	
	玉造幼稚園	玉造甲 4175	0299-55-0281	
	麻生保育園	麻生 3323-10	0299-72-0522	
保育園	電翔寺保育園	根小屋 99	0299-73-3101	
	子どもの家 暈の苑	麻生 615-4	0299-77-1766	
	北浦保育園	中根 309-1	0291-35-3141	
	認定こども園のぞみ保育園	山田 3418-4	0291-35-2550	
	玉造第一保育園	玉造乙 1027-1	0299-55-3631	
	玉造第二保育園	西蓮寺 481	0299-56-0710	
	玉造第三保育園	芹沢 1652-5	0299-55-1224	
	麻生小学校	麻生 1147-1	0299-72-0049	
	麻生東小学校	蔵川 549	0299-80-7701	
	津澄小学校	繁昌 212	0291-35-2869	} ※2016年度統合予定
要小学校	小幡 940	0291-35-2773		
武田小学校	内宿 1598	0291-35-2571		
玉造小学校	玉造甲 3200	0299-56-4040		
中学校	麻生中学校	南 327-3	0299-80-8070	※2014年度統合
	北浦中学校	内宿 390	0291-35-2161	
	玉造中学校	玉造甲 2807	0299-55-0131	
	北浦三育中学校	成田 895	0291-35-2131	

# 医療機関一覧

	名称	住所	電話番号	備考
医療施設	なめがた地域総合病院	井上藤井 98-8	0299-56-0600	
	朝倉診療所	麻生 1110-1	0299-72-0036	
	小沼診療所	麻生 1105-2	0299-72-0388	
	鈿持外科	麻生 1555-4	0299-72-0805	
	羽生医院	麻生 1118	0299-72-0300	
	つばさクリニック	島並 1511	0299-72-2830	
	麻生クリニック	井貝 353-24	0299-80-8005	
	北浦診療所	山田 1146-7	0291-35-2500	
	金塚医院	手賀 3125	0299-55-0556	
	管内内科クリニック	玉造甲 510-3	0299-36-2611	
	根本皮膚科医院	玉造甲 414-3	0299-55-0538	
	瑞医院	玉造甲 5985	0299-55-4100	
	山口歯科医院	蔵川 433	0299-73-2241	
	新井田歯科医院	麻生 75	0299-72-0211	
	廣岡歯科医院	麻生 1122	0299-72-0128	
歯科医院	井坂歯科医院	玉造甲 4466	0299-55-4182	
	法水歯科医院	手賀 1263	0299-55-0572	
	宮本歯科医院	玉造甲 4473	0299-55-0537	
	高野歯科医院	玉造甲 6866-2	0299-55-2911	
	緑ヶ丘歯科医院	玉造甲 6534-10	0299-55-3135	
	千ヶ崎歯科医院	小幡 612-1	0291-35-1727	
	たいよう行方歯科診療所	四鹿 1265	0299-73-0016	

※受診するときは、事前にお問い合わせ下さい。

## のりあ きがる で 乗合タクシーで気軽にお出かけしませんか？

行方市では、乗合タクシーの『行方ふれあい号』を運行しています。  
 運行範囲は行方市内に限りませんが、ご希望の時間にご希望の場所へ送迎します。  
 運賃は1回500円となりますので、お気軽にご利用ください。  
 なお、ご利用には簡単な事前登録が必要となりますので、ご注意ください。  
 詳しくは、行方市社会福祉協議会(shakaifukushiyogikai)までお問い合わせ下さい。  
 【運行日】月曜日から金曜日(土・日、祝祭日、年末年始(12/29~1/3)は連休)  
 【利用料金】1回500円(中学生以上)  
 【問い合わせ先】行方市社会福祉協議会 ☎0299-36-2020

行方市では、「行政区」という団体で、まちの掃除や助け合いなどを行っています。加入すると、市報が地域の方から配られます。加入したいときは、お住まいの地域の区長や民生委員にご相談ください。  
 【問い合わせ先】総務課(麻生庁舎)